

社会福祉法人啓明福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人啓明福祉会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 費用とは、職務遂行上に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対する報酬は、別表の通りとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬の支給方法)

第4条 月額報酬は、毎月25日（ただし、その日が土、日、休日と重なった時はその前日とする。）

- 2 月額報酬は、月の途中における就任、退任、又は解任の場合その月の総数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 3 日額報酬は、当日支給する。
- 4 報酬は、会社役員賠償責任保険の、会社訴訟補償特約保険料を差し引いた額を支払う。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、社会福祉法人の役員旅費規程に基づいて支給する。

(補則)

第6条 この規定の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

この規定は、令和5年4月1日より施行する。

別 表
役員報酬

法人の全役員	各年度
報酬総額	5,000,000円

理事長

	月額報酬
理事長の報酬	200,000円

理 事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	10,000円
理事会（決議の省略の場合）	5,000円

監 事

	日 額
監事監査への出席	10,000円
理事会・評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	10,000円
理事会・評議員会（決議の省略の場合）	5,000円

評議員

	日 額
評議員会の出席	10,000円
上記の他、法人・施設業務の為の出勤	10,000円
評議員会（決議の省略の場合）	5,000円

上記報酬の内、年1回は会社役員賠償責任保険の会社訴訟補償特約保険料を差し引いた額を支払う